

専門委員會ハ二月十七日ヨリ二十七日ニ亙リ第六回乃至第十一回ノ會合ヲ開キ二月六日第一委員會ヨリ付託セラレタル特殊艦船ニ關スル審議ヲ行ヒ三月七日第一委員會ニ對シ其結果ヲ報告セリ

第一節 現存特殊艦船ノ保有及歸屬問題

一、現存特殊艦船ノ保有

原則トシテ現存特殊艦船ハ其使用ニ堪フル間之ヲ保有シ得ルコトニ各國意見一致ヲ見、各國ヨリ條約中ニ加フヘキ排水量並ニ一般の性能ノ要目ヲ記載セル特殊艦船表ヲ提出スルコトナレリ

條約ニ規定ノ特殊艦船左ノ如シ

米國

「ナイアガラ」	同	二、六〇〇
「ブリッヂボート」	驅逐母艦	一一、七五〇
「ドビシ」	同	一二、四五〇
「メルヰル」	同	七、一五〇
「フヤイトニ」	同	一二、四五〇
「ホラシド」	潛水母艦	一一、五七〇
「ヘンダスン」	海軍運送船	一〇、〇〇〇

佛
蘭
西

艦 船 名	艦 種	排水量
「カストール」	敷 設 艦	三、一五〇 馬力
「ボリュックス」	同	二、四六一
「コンマンダン、テスト」	水上飛行機母艦	一〇、〇〇〇
「エーヌ」	通 報 艦	六〇〇
「マールヌ」	同	六〇〇
「アンクル」	同	六〇四
「スカルプ」	同	六〇四
「シュイップ」	同	六〇四
「ダンケルク」	同	六四四
「ラフオール」	同	六四四

「パボーム」	通	報	艦	六四四
「ナンシー」	同	同	同	六四四
「カレ」	同	同	同	六四四
「ラッシー」	同	同	同	六四四
「レ、ゼバルジュ」	同	同	同	六四四
「ルミールモン」	同	同	同	六四四
「タユール」	同	同	同	六四四
「トッー」	同	同	同	六四四
「エビナル」	同	同	同	六四四
「リエヴァン」	同	同	同	六四四
()	網	敷	設	艦
	敷	設	艦	二、二九三
				二八、六四四
英帝國	艦	船	名	排水量
「アドヴェンチア」(英本國)	敷	設	艦	六、七四〇
「アルバトロス」(濠洲)	水上飛行機母艦			五、〇〇〇
「エリバス」(英本國)	「モニター」			七、二〇〇
「テラー」(英本國)	同			七、二〇〇
「マーシャル、ソールト」(英本國)	同			六、四〇〇
「クライグ」(印度)	「スループ」			二、〇二一

「メドウェー」(英本國)	潛	水	母	艦	一五、〇〇〇
					四九、五六一
伊太利	艦	船	名	排水量	

艦船名	艦種	排水量
「ミラリア」	水上飛行機母艦	四、八八〇
「ファア、デイ、ブルーノ」	「モニター」	二、八〇〇
「モンテ、グラッパ」	同	六〇五
「モンテルロ」	同	六〇五
「モンテ、チェンジオ」	舊「モニター」	五〇〇
「モンテ、ノヴェニオ」	同	五〇〇
「カムバニア」	「スループ」	二、〇七〇

阿蘇	敷	設	艦	種	七、一八〇
常磐	同				九、二四〇
浅間	老齡巡洋艦				九、二四〇
八雲	同				九、〇一〇
出雲	同				九、一八〇
磐手	同				九、一八〇
					一四七

春 日 老齡巡洋艦
淀 砲 艦

七、〇八〇
一、三二〇
六、四三〇

二、特殊艦船噸數歸屬問題

專門委員會ニ於テ日英米伊四國ハ現有特殊艦船ハ之ヲ各國總噸數中ニ加フヘカラスト主張シ佛國ハ別個ノ類別ヲ設クルカ又ハ既定戰闘用艦船類別中ニ直ニ編入スヘシト主張シ何等決定ヲ見ス同委員會ハ結局本件ニ關シテハ何等建言ヲナスノ權能ナシトテ之ヲ第一委員會ニ同付シ第一委員會ハ三月七日及十一日ノ會合ニ於テ之カ討議ヲ行ヒ佛國以外ノ四國ハ現有特殊艦船ヲ戰闘用艦船類別ニ入ルルニ於テハ此等艦船カ將來純然タル戰闘用艦船ニ依ツテ代換セラルルヲ得ルニ至ルヘシトノ點ヨリ承認シ難シト反對シ佛國ハ特殊艦船ハ現實ノ戰闘的價值ヲ有スルヲ以テ之ヲ制限噸數中ニ包含セシムルヲ至當トスヘク右ハ一般の軍縮協定ノ際特殊艦船多數ヲ有スル小海軍國ニ取リ頗ル重要ナルコトヲ力説セルカ結局佛國側モ一般の軍縮協定ノ際ニハ行動ノ自由ヲ留保スヘキモ今次會議ノ考慮スルカ如キ短期ノモノナラハ他ノ四國ト共ニ特殊艦船ヲ總噸數中ニ含メシメサルコトニ同意スヘシトテ其ノ反對ヲ撤回セリ

第二節 特殊艦船類別ノ存續及代換

專門委員會ニ於テ英國側ハ將來特殊艦船ナル類別ノ存續ヲ認メス今後建造セラルヘキ特殊艦船ハ制限外艦船ノ規格ニ合スルモノヲ以テ代換スルカ又ハ戰闘用類別ノ何レカニ繰入ルルコトニ依リ自然ニ之ヲ消滅セシムヘシト主張シ他ノ各國概ネ之ニ同意シタル處我方トシテハ

(イ) 制限外艦船ノ特殊ナル規格ニ鑑ミ阿蘇常磐ノ代換タルヘキモノノ建造或ハ適當ノ改造ヲ施シテ右代艦ニ充ツヘキ舊艦保有ノ權利ヲ別ニ獲得スルヲ要スルコト

(ロ) 帝國ハ一定量ノ艦齡超過艦ノ保有ヲ必要トスル處前記英國側主張ノ趨勢ニ鑑ミ各國艦船保有量討議ノ際艦齡超過艦ノ保有ヲ原則トシテ認メシムルコト頗ル困難ナルヲ想ヒ特殊艦船ノ部ニ於テ申出置クヲ機宜ニ適スト認メ

左記要領ノ提案ヲ爲シタリ

(1) 特殊艦船トハ制限外艦船ノ範圍ニ屬セス且航空母艦、巡洋艦驅逐艦若クハ潛水艦ノ性能ニ缺クル處アル左記種類ノモノニシテ沿岸防禦、練習、標的又ハ實驗等ノ爲メ使用スルモノヲ謂フ

(左記) 敷設艦、網艦、水上機母艦、砲艦、「モニター」「スループ」練習艦、標的艦、實驗研究用艦

(2) 特殊艦船ノ保有量ハ他ノ類別ニ對スル協定合計噸數以外トシ各國ノ所要ヲ充ス範圍内ニ於テ最低限ニ之ヲ制限ス

(3) 現有ノ特殊艦船ハ別ニ協定スル所ニ依リ保有スルコトヲ得

(4) 將來建造スヘキ特殊艦船ハ左記性能ノ何レカ一ツヲ有スルコトヲ得ス

(左記) ハ排水量一萬噸ヲ超ユヘカラストノ項ヲ加ヘタル外制限外艦船ノ第三ノ規格ニ同シ(即チ六吋ヲ超ユル砲ヲ搭載セサルコト、三吋ヲ超ユル砲四門ヲ超ユ搭載セサルコト、魚雷發射ノ設計又ハ裝置ヲ有セサルコト、計畫速力二十節ヲ超エサルコト裝甲銀ニ依リ防護セラレサルコト、機雷敷設ノ設計又ハ裝置ヲ有セサルコト、中央線上ニ航空機發進裝置一基ヲ又ハ各舷側ニ一基ツツ即チ二基ヲ超エ搭載セサルコト及航空機發進ノ裝置アル場合三機ヲ超ユル航空機ヲ海上ニ於テ行動セシムル樣設計セラレ又ハ改造セラレサルコト)

(5) 練習及實驗用艦ハ艦齡超過艦ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

前述ノ如ク英米佛伊ハ主義トシテ將來ニ對シ特殊艦船及艦齡超過艦ノ保有ヲ認メサラントスルニ對シ帝國ハ各國特殊ノ事情ニ適應シ且軍費ノ實質的節約ヲ圖ルヲ論據トシテ單獨對抗ノ姿トナリ稍困難ナル狀態ノ裡ニ極力我主張ヲ強調セルカ網艦、砲艦、「モニター」「スループ」ハ各國之カ代換建造ノ希望ヲ有セサルカ否ヲサレハ制限外ノ規格ニテ建造シ得ルヲ以テ問題トナラス又標的艦實驗研究用艦ハ大ナル問題トスルニ足ラス結局敷設艦練習艦及飛行機母艦ノ代換カ重要論點トシ

ヲ殘リ一般論トシテハ到底我主張ヲ貫徹スル見込立タナリシヲ以テ主義上ノ問題トシテ特殊艦船存置ヲ主張スルヨリモ寧ロ具體的例外ノ措置トシテ我方所要代換ヲ承認セシムルコトトシ結局主義トシテ總テノ特殊艦船ハ將來之ヲ代換スル場合ニハ制限外艦船ヲ以テ之ニ充ツルカ又ハ制限外艦船ノ規格ニ合セサル場合ニ於テハ戰闘用艦船類別ノ一ニ繰入ルルコトニ意見一致ヲ見、三月七日第一委員會之ヲ採擇シタリ

第三節 敷設艦、飛行機母艦、練習艦

敷設艦 一、敷 設 艦

専門委員會ハ敷設艦ニ關シ主義トシテ現存ノモノハ其ノ儘之ヲ保有シ將來ハ巡洋艦、驅逐艦、或ハ制限外艦船ヲ以テ之ヲ充スコトニ決定セルカ唯帝國ハ現有敷設艦阿蘇及常磐カ何レモ老朽ニシテ今後數年ニシテ代換ノ必要ヲ生シ且日本近海ハ海上波浪高キヲ以テ其代艦ハ制限外艦船ニ許サレタル最大排水量ヨリモ大ナルモノ即チ二千噸以上ノモノヲ建造スルコト必要ナリト主張シ種々折衝ノ結果左ノ決議ヲ見タリ

(イ) 日本ハ本條約有効期間中此種艦船ノ代艦ニ關シ執ラント欲スル措置ヲ指示スルコト

敷設艦代艦建造ニ關シ
專門委員會
決議

(ロ) 此種艦船ノ代換ニ付日本ト同様ノ必要ヲ認ムル締約國ハ右ト同様ノ手續ニ從フヘキコト

(ハ) 右ハ全然本會議ニ於テ締結セラレタル協定ノ有効期間及目的ノ範圍ニ於テノミ效力ヲ有シ何等將來ノ會議ニ先例ヲ與フルモノニアラス

我方提出
代艦要目

右決議ハ三月七日第一委員會ノ採擇ヲ經タリ我方ヨリ前記二隻ノ代換トシテ提出セル要目ハ(1)排水量、五千噸以下(2)速力二十節以下(3)他ノ性能ハ制限外艦船第二規格ノ範圍内(即備砲六吋ヲ超エサルコト、三吋ヲ超ユル砲四門ヲ超エ搭載セサルコト、魚雷發射ノ設計又ハ裝置ナキコト、及計畫速力二十節ヲ超エサルコト)(4)隻數二隻ナリ

條約第十
二條

條約第十二條ハ其ノ三ニ於テ我國カ新艦二隻ニ依リ阿蘇及常磐ヲ代換シ得ルコトヲ規定シ次テ前記我方提出ノ要目ヲ記

載シ右新艦カ特殊艦船ト看做サレ何レノ戰闘艦噸數中ニモ算入セラレサルコト及右新艦竣工ノ時ニ於ケル阿蘇及常磐ノ處分方法ヲ規定セリ

飛行機母
艦

二、飛行機母艦

我方主張

英國側主
張

米佛伊ノ
意見

定艦ニ關
スル報告
案決定

飛行機母艦ノ問題ハ二月十七日專門委員會カ特殊艦船問題ノ審議ヲ開始セル當初ヨリ問題トナレルモノナルカ(航空母艦及補助航空母艦ニ付テハ本編第十一章第二節參照)我方ハ飛行機母艦ハ有力ナル戰闘力ヲ有スルヲ以テ特殊艦船トシテ制限スヘク之ヲ無制限トナスコトヲ得ス而シテ制限外艦船ノ規格以上ノ性能ヲ有スルモノハ巡洋艦其ノ他適當ナル艦種ニ算入セシムヘシ但シ航空母艦中ニ算入スルコトハ困難ナルヘシトノ意見ナリシ處英國側ハ濠洲海軍ニ屬スル「アルバトロス」ノ如キハ攻撃的目的ノ爲飛行機ヲ行動セシムル戰闘用艦船ニシテ此種艦船ハ明確ニ之ヲ定義シ制限セサルニ於テハ一國カ大ナル攻撃力ヲ有スル小飛行機母艦多數ヲ建造スルノ虞アリトテ之ヲ航空母艦噸數中ニ算入スヘシト論シ米國側ハ自國ニ於テハ嚴格ナル意味ニ於テノ飛行機母艦ヲ有セサルモ(飛行機運搬艦 seaplane tender ヲ有ス)制限外艦船ノ規格ニ合スルヤ否ヤニ依リ戰闘用ナリヤ否ヤヲ決スヘシト主張シ佛國側ハ特殊艦船トシテ制限セントスル我意見ニ贊シ伊國側ハ之ヲ航空母艦中ニ包含セシムヘキヲ說ケリ、斯ノ如ク各國ノ見解區々タリシヲ以テ二月二十日ノ專門委員會ハ飛行機母艦ノ定義ヲ定ムルヲ先決問題トナシ分科會ヲ設ケ右定義ノ作成ニ當ラシメタルカ積極的ニ定義スルノ困難ナルコト明トナリタルヲ以テ消極的ニ先ツ

飛行機發進裝置ヲ有スルモノニシテ海上ニ於テ三機以上ヲ行動セシムヘキ計畫又ハ裝置ヲ有スルモノハ之ヲ制限外艦船第三ノ規格中ニ加ヘテ制限外トナシ其性能上制限外艦船中ニ包含セシムルヲ得サルモノハ戰闘用艦船類別ノ何レカノ噸數中ニ算入スルヲ至當トナスノ原則ヲ承認シ此種艦船ヲ何レノ戰闘用艦船類別ニ入ルルヲ適當トスヘキハ之ヲ上級機關ノ決定ニ讓ルコトトシ三月三日第十二回會合ニ於テ其旨第一委員會ニ報告スルノ案ヲ可決セリ

三月七日
第一委員
會

三月七日第五回第一委員會ニ於テ右專門委員會報告ニ付審議セルカ伊國側ハ飛行甲板ヲ有スルモノハ航空母艦ノ類別

三月十一日
第一委員會

ニ、然ラサルモノハ巡洋艦ノ類別ニ含マシメンコトヲ提議シ米國側ハ飛行機母艦ノ定義決定ヲ先決問題ナリトシ佛國側ハ特ニ飛行機運搬ノ爲ニ造ラレタル艦船ハ之ヲ航空母艦ノ類別中ニ入ルヘシト提議シ纏ラス更ニ十一日第六回第一委員會ニ於テ審議續行ノ結果華府條約ノ規定ハ之ヲ變更セス又一九三六年迄ハ此種艦船 (aircraft-carrier type) ニ非サルモノハ實際問題トシテ考慮スルヲ要セサルヘシトノコトニ意見一致セリ仍テ同委員會ハ飛行機母艦ヲ適當ナル戰闘用艦船類別中ニ算入スヘキ旨ヲ決定スルニ止メタリ

練習艦

三、練習艦

我海軍ニ於テハ少尉候補生教育上遠洋航海ノ目的ニ充ツル爲メ若干ノ艦船ヲ必要トスル處經費節減ノ關係ニテ右需要ヲ艦齡超過ノ巡洋艦ニテ充當シ來レリ

現有艦五隻保有方決定

仍テ特殊艦船問題審議ノ際專門委員會ニ提出セル特殊艦船表ニハ練習ノ目的ニ使用シツツアル淺間、八雲、吾妻、出雲、磐手、春日、日進ノ七隻ヲ揭ク帝國練習艦隊ノ歴史及現狀ヲ述ヘ現有ノモノハ勿論將來代換ノ際少クモ五隻ヲ艦齡超過艦ヲ以テ特殊艦船トシテ保有センコトヲ極力主張シタリ、然ルニ斯ク多數ノ巡洋艦ヲ武裝ノママ練習用ニ保有スルハ結局巡洋艦々種保有量ヲ増大スルコトナルトノ反對アリ結局英國側提案ニヨリ專門委員會ニ於テハ日本ハ練習用トシテ使用シツツアル現有艦船中五隻ヲ指名シ其有效期間中武裝現狀ノ儘之ヲ保有スルコトヲ得ヘキモ日本ハ之ヲ戰闘用目的ニ使用セサルコトヲ保證スルコトニ纏リ我方ヨリハ淺間、八雲、出雲、磐手、春日ノ五隻ヲ指定シ三月七日第一委員會ニ於テ承認ヲ經タリ、但シ將來ノ代換ニ關シテハ英米何レモ反對シ專門委員會ハ之ヲ審議ヲ上級機關ニ譲リ三月七日第一委員會ニ於テ我方ヨリ右諸艦カ艦齡三十年以上ニシテ代換ノ必要ニ迫リ居ル次第ヲ説述シタルモ決セス結局本問題ハ之ヲ艦齡超過艦處分問題審議ノ際ノ如キ適當ノ機會ニ譲ルコトナレリ

代換問題

專門委員會ニ於テ決定

其後專門委員會ハ三月十四日ヨリ分科會ヲ設ケテ軍艦處分問題 (廢棄艦利用方法ヲ含ム) 研究ヲ開始シ同二十五日以来同委員會ニ於テ右分科會報告ヲ審議セルカ我方ハ練習艦及實驗用艦ニ關シ各國ハ標的練習實驗及難用ノ爲常ニ一定ノ隻

數 (若クハ一定「パーセント」) ノ補助艦ヲ專門委員會ノ決定セル條件ノ下ニ保有シ得ルコトナスノ提案ヲナシ英米委員ハ此種目的ノ爲制限噸數以外ニ一定量ノ保有ヲ認ムルコトニハ主義上反對シタルモ尙日本ノ立場ヲ諒シタル爲メ機宜ノ處置トシテ專門委員會ハ左記要旨ノ案ヲ採擇セリ

(イ) 一般ニ適用スヘキ軍艦處分法ノ例外トシテ一定時期ニ於テ附表ニ示セル數ヲ超エサル艦齡超過艦ヲ附表ニ規定セル條件ノ下ニ實驗又ハ練習用ノ爲保有シ得ルコト

(ロ) 各國ハ前號ニ依リ其ノ所要ヲ示セル表ヲ提示シ協定ノ上之ヲ條約内ニ包含セシムルコト

(ハ) 本項ノ規定ニ依リ保有スル艦船ハ爾後之ヲ戰闘用ニ使用セサルヘキコト

依テ三月二十七日專門委員會打合會ニ於テ我方ヨリハ練習用トシテ球磨級五隻 (少尉候補生練習艦) 驅逐艦六隻 (砲術、水雷、潛水各學校用) ヲ提示セル外二月五日ノ米國試案ニ於テ各國カ練習又ハ標的用途トシテ廢棄主力艦二隻ノ保有ヲ認メントシタルニ鑑ミ日本側ハ砲術學校練習艦トシテ主力艦一隻ヲ要求セリ

然ルニ米國側ハ右打合ニ於テハ何等申出ヲナサス一方英國側ハ砲術練習艦トシテ廢棄主力艦一隻ノ保有ヲ新ニ申出テタリ

次テ四月九日日英米三國全權會議ニ於テ英國全權「アレキサンダー」ハ本問題ニ關シ英國ハ日本カ特種事情ヨリ練習用舊艦五隻ノ保有ヲ必要トセルヲ認メタルモ右ハ其代換ヲ爲ササル條件ニテ之ヲ認メタルモノニシテ當分ノ内之ニテ間ニ合セ其ノ中ニ艦齡内ノ船ニテ都合ツク樣準備ヲ整ヘンコトヲ希望スト述ヘ若槻全權ヨリ帝國保有ノ五隻ハ何レモ老齡ニシテ兩三年中ニハ不用ニ歸セムトスル處帝國ハ特殊ノ地理的事情ヨリ候補生ノ遠洋航海ヲ必要トスル事情ヲ力説シ尙本問題ハ現ニ五國委員會ニ上程セラレ居ルヲ以テ日英米三國ニテハ決シ兼ヌル次第ナリト述ヘタルニ對シ「アレキサンダー」全權ヨリ專門家之ヲ決定シ兼テ全權ニ廻付シタル問題ナルヲ以テ三國全權會議ニテ決定スル事ト致度ト述ヘ更ニ翌四月十日三國全權會議ニ於テ審議ヲ續行シ若槻全權ハ前日ト同様ナル理由ヲ以テ我方必要ヲ力説シ今回廢棄スルコトナリ

四月十日
三國全權會議

四月九日
三國全權會議

三月二十七日
專門委員會打合會

「リード」
全權提案
戰艦一隻
球磨級三
隻ノ保有
許可

驅逐艦保
有撤回

タル少巡洋艦ノ武装ヲ減シ例ヘハ大砲ヲ四門ト爲シ罐ヲ半減シ水雷發射管ヲ撤去シ飛行機裝置ヲ取除ク等戰闘力ヲ失ハシムルノ方法ヲ講シテ代換スルコトヲ認メラレタシト述ヘ之ニ對シ米國側ハ主義トシテ此種廢棄艦保有ヲ認メ初ムルトキハ先例ヲ作リ他國ヲシテ濫リニ同様ノ要求ヲ爲サシムルニ至ルヘク米國ハ戰艦二隻留保ノ主張ヲ棄テタル處右ハ全ク之ヲ慮リタルカ爲ナリト反對シ之ニ對シ若槻全權ハ英米側ニテ廢棄戰艦留保ノ要求ヲ撤回セラレタル以上日本モ之ヲ撤回スルニ異存ナキモ球磨級ノ保有ハ帝國ノ特種ノ必要ニ基クモノニシテ他ニ惡例ヲ殘スコトナシト駁シ結局「リード」全權ハ「ステイムソン」「マクドナルド」「フィッシャー」等ト相談ノ上日英米各國共專門家ノ決定スヘキ程度ニ武装ヲ解除セル戰艦一隻ヲ砲術練習用トシテ保有シ日本ハ其以外ニ日本側申出ノ通砲ヲ四門トシ罐ヲ半減スル等充分武装ヲ解除シタル上球磨級三隻ヲ保有シ以テ老朽艦五隻ニ代フルコトトシテハ如何尙三國何レモ將來此等艦船ヲ戰闘用ニ使用セザルヘキ確約ヲ爲シ置クヲ必要トスト提議シ我方之ニ同意セリ、次テ財部全權ヨリ廢棄驅逐艦六隻保有ヲ認メンコトヲ求メ之ヲ三隻ニ低減シタルモ英米共ニ帝國カ既ニ多大ノ驅逐艦噸數ヲ有スルコトヲ指摘シテ強硬ニ反對シ結局驅逐艦保有ノ問題ハ之ヲ撤回セリ

第八章 軍艦處分及代換ニ關スル規定

第一節 軍艦處分ニ關スル規則

軍艦處分方法ニ關スル規則ハ三月十一日第六回第一委員會之ヲ專門委員會ニ付託、同委員會ハ分科會ヲ設ケテ之カ審議ニ當ラシメ其ノ結果ヲ專門委員會報告トシテ第一委員會ニ提出、第一委員會ハ四月十二日第八回會合ニ於テ些少ノ修正ヲ加ヘ右報告ヲ採擇シ十四日第五回總會ハ更ニ之ヲ其儘第一委員會第四報告トシテ採擇セリ

第一委員會ハ右報告書記載ノ處分規則ヲ採擇スルニ當リ (イ) 贈與若クハ賣却ニ依ル艦船ノ處分ヲ規律スル特別規定ヲ本條約中ニ設クヘキコト而シテ右ハ華府條約第十八條ノ趣旨ニテ立案スルモ一法ナルヘキコト (ロ) 右處分規則ハ華府條約規定ノ航空母艦ニモ適用スヘキモノタルコト (ハ) 場合ニ依リテハ本條約ノ結果保有シ得サルコトナルヘキ艦船ノ取扱振ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルヲ要スルコト (ニ) 各國カ標的用の、實驗用、若クハ練習用トシテ一定隻數ノ老齡艦ヲ武装ニ制限ヲ加エテ保有シ得ルコトノ四點ニ注意ヲ喚起セリ

條約ノ規定
第一委員
會ノ採擇
事項ノ注意

條約ハ第十一條ニ於テ右處分規則カ一切ノ航空母艦ニ適用セララルヘキ旨ヲ定メ且右處分規則ヲ大體其ノ儘取リテ第二編第二附屬書トセリ

今左ニ之ヲ記述スヘシ

第二編第
二附屬書

第二 附 屬 書

艦 船 處 分 規 則

(前記第四報告ハ注意事項トシテ華府條約第二條及第三條ノ規定ニ從ヒ處分セララルヘキ主力艦廢棄ノ規則ヲ害スルコトナク左記規則ハ本條約ニヨリ處分セララルヘキ艦船ニ適用セララルヘク又華府條約規定ノ航空母艦ニモ適用セララルヘキ旨ヲ記載